

令和6年度 山形県障がい者ピアサポート研修（基礎研修）実施要領

1 目的

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーター及びピアサポーターの活用方法を理解した障がい福祉サービス事業所等の管理者等の養成を図ることにより、障がい福祉サービス等における質の高いピアサポート活動の取組みを支援することを目的とします。

2 主催 山形県

3 主管 山形県精神保健福祉士協会

4 受講対象者

- ①就労継続支援A・B型、相談支援事業所等において、ピアサポーターとして従事する又は従事しようとする当事者（障がいの種別及び常勤・非常勤を問わない）
- ②上記①の者と同一事業所内に所属し、上記①の者と協働して管理者等として従事する者又は従事しようとする者
- ③ピアサポーター活動に関心のある当事者（障がいの種別は問わない）
- ④ピアサポーターの雇用や活用を考えている障がい福祉サービス事業所等の職員

5 研修日程及び会場

	日程	会場
基礎研修	令和6年11月6日（水）、11月18日（月）（全2日間）	山形市総合福祉センター （山形市城西町二丁目2番22号）

※ 会場や日程が変更になる場合があります。その際はあらためてお知らせします。

※ 令和6年12月に専門研修を実施する予定です（全2日間）。基礎研修の受講が要件となるため、基礎研修受講者にあらためて詳細をお知らせします。

6 研修カリキュラム

正式なカリキュラムは受講決定時にお知らせします。

各講義の後に演習（グループでの話し合い）があります。

長時間の研修ですが、途中休憩をはさみながら進めます。

演習のグループについては、ピアサポーターと管理者等の混合のグループになります。

7 受講定員及び選定基準

30名程度とし、定員を超える申込があった場合は、次の点を考慮して選定します。あらかじめ御了承ください。（先着順ではありません。）

- (1) 山形県内に在住または山形県内の事業所に従事している方
- (2) 上記「4 受講対象者」の①、②に該当する方

※ 当研修は国の実施要綱に基づき実施するもので、国から受講を求められているのは、①、②に該当する方となっているため。

8 受講申込

(1) 申込方法

電子申請

「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」の申込フォームから御申込ください。

電子申請完了後、申し込みの際入力したメールアドレス宛に【申込完了通知メール】が自動発信されます。

(2) 申込先

やまがた e 申請 山形県電子申請サービス (外部リンク)

https://apply.e-tumo.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_detail?tempString=609piasupportkiso

※ 障がい当事者の方で、電子申請が難しい等の御事情がある方は、山形県障がい福祉課まで御連絡ください。

(3) 申込締切日

『基礎研修』申込締切日：令和6年9月30日（月）17時 時間厳守（先着順ではありません。）

※ 令和6年9月30日（月）17時までに必要な事項を全て入力し、「申込みボタン」を押してください。

※ 受講決定を行う際の重要な情報となりますので、記載漏れのないよう、必ず記入してください。
また記載内容に虚偽が認められた場合は受講決定を取り消す場合もあります。

(4) 受講決定

受講の可否の決定は、令和6年10月中旬頃に申請時に入力したアドレスあてにメールで通知する予定です。

受講の決定を受けた方は、必ず全課程受講くださるようお願いいたします。

受講決定後の受講者の変更はできません。

9 修了証書

全科目（講義・演習も含む）を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

◇ 10分以上の遅刻、早退等の場合

◇ 私語、居眠り等著しく受講態度が悪いと判断した場合（研修とは関係のない携帯電話・スマートフォン等の使用を含む）

10 受講料

無料

（ただし、研修会場までの旅費、滞在費等研修にかかる費用は、各事業所または受講者において御負担ください。）

11 受講の受講にあたっての合理的配慮について

研修受講において、配慮を必要とすること（車椅子・手話通訳など）がありましたら、お申込みの際に「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」の申込フォームの「研修受講における配慮すべき事項」に御入力ください。

詳細を確認するため連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

12 令和6年度の研修体制等 加算要件について

この研修は、ピアサポート体制加算、ピアサポート実施加算の要件である障がい者ピアサポート研修に該当します。当該加算の要件を満たすのは、専門研修修了後になります。

また、加算の届出には別に要件がありますので、届出の際には各事業者において必ず御確認ください。

13 その他

- (1) 昼食は各自で御準備ください。
- (2) 修了者については、山形県が修了者名簿を作成・管理し、指定権者等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供します。修了者名簿には障がいに係る情報は記載しません。
- (3) 受講の際にはマスク着用等の御協力をお願いします。また、会場規模が大きいため、個々人に合わせた温度調整が難しいことがあります。各自上着等で温度調整をお願いします。
- (4) 地震、台風等やむを得ない事情以外の理由による遅刻は一切認めません。通勤時間帯による混雑や天候等を考慮の上、余裕を持って御来場ください。
- (5) なお、研修の開催に際し変更があった場合には、山形県ホームページ（下記 URL）に掲載しますので適宜御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/piasupportkensyu.html>

14 問い合わせ先

《研修内容・受講申込（電子申請以外）等に関する問い合わせ》

〒991-0041 山形県寒河江市寒河江塩水4番地1

山形県精神保健福祉士協会（担当：本間）

TEL 0237-84-1566 FAX 0237-84-7880

《受講申込（電子申請）に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当（担当：遠藤、綿貫）

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111

ピアサポート体制加算・ピアサポート実施加算の算定に関することは各指定権者（県・市町村）にお問合せください。

サービス種別	指定権者
「計画相談支援」「障がい児相談支援」	各市町村の窓口
上記以外（「自立生活援助」、「地域移行支援」、「地域定着支援」「就労継続支援A型・B型」）	山形市・各地域の総合支庁

「障がい福祉サービス指定権者について」（山形県ホームページ）

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/shinseitodokede/siteishougai-siteisinsei.html>

<基礎研修カリキュラム（時間などの詳細は別途お知らせいたします。）>

1 日目		
科目名 講義	時間数	内容
1 ピアサポートの理解	30分	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい領域ごとの歴史や背景 ・障がい領域ごとの視点
2 演習①	60分	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「ピアサポートの理解」の振り返り、気づきの共有
3 ピアサポートの実際・実例	70分	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい領域ごとのピアサポートの実践
4 演習②	40分	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「ピアサポートの実際・実例」の振り返り、気づきの共有
2 日目		
5 コミュニケーションの基本	40分	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポートの視点を取り入れたコミュニケーション技法や経験の共有
6 演習③	60分	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「コミュニケーションの基本」の振り返り、気づきの共有
7 障がい福祉サービスの基礎と実際	40分	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉施策の歴史 ・障がい福祉施策の仕組み
8 演習④	20分	<ul style="list-style-type: none"> ・講義「障がい福祉サービスの基礎と実際」の振り返り、気づきの共有
9 ピアサポートの専門性	30分	<ul style="list-style-type: none"> ・ピアサポートの具体的な専門性 ・倫理と守秘義務
10 演習⑤	50分	<ul style="list-style-type: none"> 講義「ピアサポートの専門性」の振り返り、気づきの共有